（開会）

事　務　局　まちづくり課長の清水でございます。

開会に先立ちまして、新たに就任されました委員の方をご紹介させていただきます。４月以降、新たに就任されました委員は３名、任期満了に伴い、再任をお願いしました委員が２名いらっしゃいます。名簿順にご紹介させていただきます。小林市長より委嘱状をお渡ししますので、前の方へお越しください。

（１）はじめに、小平警察署の渡邊署長が転任されまして、後任に齋藤署長が就任されました。

事　務　局　（２）次に、国土交通大学校校長の浅野間校長が転任をされまして、後任に竹村校長が就任されました。

事　務　局　（３）最後になりますが、市民公募委員で２期４年間、委員をお願いしておりました藤森委員が任期満了で退任されました。後任を公募させていただきまして、靏岡哲夫様に就任依頼を行ったところでございます。

事　務　局　それから、市民公募委員でいらっしゃいます長谷川委員には、再任のお願いをいたしましてご承諾をいただきました。

事　務　局　それから、本日は欠席の連絡をいただいております小平消防署の飴村委員も、再任をお願いしまして承諾をいただいております。きょうは報告ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は全員の委員の皆様に一言あいさつをいただきたいと思います。会長より順番に一言お願いいたします。よろしくお願いいたします。

会　　長　都市計画審議会の会長を務めさせていただいている岡田美作でございます。

経歴としては、以前、市議会におきまして議長も務めさせていただきました。そういう関係で現在に至っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委　　員　皆さん、こんにちは。都市計画審議会の職務代理ということで、何か初めてなもので、職務代理なんて大変な職を仰せつかっております。

現在、小平市の農業委員会の会長を仰せつかって２年目に入っております。何もわかりませんが、ひとつよろしくお願いします。

委　　員　９月の人事異動で警察署長となりました。学識経験のある者で私の名前が入っているんですけど、来たばかりで何にもわかりませんので、ひとつご指導の方よろしくお願いいたします。

委　　員　こんにちは。先週の土日、産業まつりに皆さんご来場くださいまして、ありがとうございました。商工会の神石でございます。よろしくお願いいたします。

委　　員　国土交通大学校からまいりました。よろしくお願いします。

委　　員　小平市議会議員から参りました。ここに議員任期というふうに書いてありますので、来年４月、をもって任期満了になりまして、出てこられないかもしれないという微妙な立場でおりますが、本当に住んでよかったなと思えるような

小平のまちづくりのために、しっかり頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いします。

委　　員　小平市議会から参りました。一生懸命任期まではやらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委　　員　小平市議会から参りました。私も、任期までしっかり頑張らせていただきます。よろしくお願いいたします。

委　　員　小平市議会から参りました。都市計画審議会ということですが、学識も経験もないものですから、しっかりと頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委　　員　東京都の北多摩北部建設事務所の工事第一課長の藤田でございます。

今、私が担当しているのは、多摩北部地域の都市計画道路の体系的整備、それから、既存の道路の第２次交差点推進プラン、そんなものを担当しております。

また以前、数年前でありますけれども、区部の都施行の市街地再開発事業、そんなことをやっておりましたので、少しでも小平市のまちづくりに貢献できればと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

委　　員　同じく、東京都の多摩建築指導事務所の建築指導第二課長の中山でございます。日ごろは建築行政という立場で、小平市の方には、特に庁舎は花小金井にある庁舎という形で、大変お世話になっております。今後ともよろしくお願いいたします。

委　　員　長谷川でございます。２年間、いろいろと本当に小平市について勉強をさせていただきました。本当に行政というのは大変だなということを、つくづく感じました。今後ともよろしくお願いいたします。

委　　員　鷭岡と申します。ちょっと鷭が難しい字で、あめかんむりがついていますけれども、普段はこれ使わないでいますけれども、正式にはこういうことです。

小平市には、小平が町だった、昭和３２年に大沼町に来まして、そのころは大沼田新田だったのですね。今は喜平町で、この前の夏祭りには市長さんにもいらしていただいて、いろいろと踊りましたけれども、この小平市のまちづくりにも微力ながらご協力させていただきたいです。よろしくお願いいたします。

事　務　局　ありがとうございました。

それでは、これ以降は、会長に議事進行をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

会　　長　それでは、改めまして、皆様、どうもお忙しい中をご苦労さまでございます。

ただいまより、平成１８年度第２回目の小平市都市計画審議会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は１３名。定足数に達しておりますので、これより議

事録署名人の指名を行います。名簿にあります順序に従いまして、木村まゆみ委員、斉藤一夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、橋本委員、それから、飴村委員、欠席という連絡が入っておりますので、ご連絡申し上げます。

本日は、傍聴の申し入れがありませんので、直ちに会議を進めたいと思います。

それでは、審議に先立ちまして、小林市長よりごあいさつがございますので、よろしくお願いいたします。

小林市長。

（市長挨拶）

市　　長　市長の小林正則でございます。本日はお忙しいところ、本審議会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、平素から市政に関しまして、ご指導・ご鞭撻を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

小平警察署長をはじめ国土交通大学校長、新たな市民公募委員の３名の方をお迎えし、また、お２人の方には引き続き委員としてお願いをいたしました。さらに小平市の発展のために、ご審議をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

本日、ご審議をいただきますのは１件の案件でございます。１８諮問第１号「小平都市計画　生産緑地地区の変更」でございまして、今年度新たに変更する案件でございます。詳しくは、後ほど事務局から提案説明を行いたいと存じますので、ご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、報告事項としまして「都市計画マスタープランの改定について」などの３件がございます。

都市計画を初め市政運営に当たりましては、委員の皆様方からのご指導、ご支援をいただきながら、小平市の掲げる「躍動をかたちに　進化するまち　こだいら」という将来像をめざして、鋭意努力を続けているところでございます。何とぞ、よろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

会　　長　ありがとうございました。ここで大変恐縮ですが、所用のため市長は退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（市長退席）

会　　長　それでは、これより審議に入りますが、審議案件が「生産緑地地区の変更」に係るものでございますので、小平市都市計画審議会条例第３条の規定に基づく臨時委員といたしまして、小平市の農業経営に関する専門家として、東京むさし農業協同組合小平支店長の滝島和好委員にご出席をいただきます。入室を

お願いいたします。

（臨時委員入室）

会　　長　ただいま入室いたしました臨時委員の滝島委員にごあいさつをいただきます。よろしくお願いします。

臨時委員　こんにちは。日ごろＪＡの関係に対しましては、いろいろお世話になっております。何もわからないのですけれども、何か協力できればということで参りました。農業の関係は、やはり基本的に、皆さんもご存じだと思いますけれども、だんだん農地が減っているということで、私どもも減らさないようなことができればいいなと感じておりますので、よろしくお願いいたします。

会　　長　ありがとうございました。

それでは、１８諮問第１号「小平市決定に係る　小平都市計画　生産緑地地区の変更（小平市決定）」の提案説明を、事務局よりお願いいたします。

山下部長。

事　務　局　都市開発部長の山下でございます。よろしくお願いいたします。市長にかわりまして、提案説明を申し上げます。

１８諮問第１号「小平市決定に係る　小平都市計画　生産緑地地区の変更（小平市決定）」につきまして、提案説明を申し上げます。

生産緑地法の改正により、生産緑地の指定に関しては、平成４年１０月２６日付で全市にわたり指定を行い、その後の部分的な追加及び削除につきましては、都市計画の変更手続を行なっているところでございます。

今回の都市計画変更の内容でございますが、新たに生産緑地として追加指定をするものと、既に指定されております生産緑地の一部を削除するものでございます。

生産緑地は農業後継者不足や相続税対策などがございまして、年々減少しておりますが、良好な都市環境の形成のために、生産緑地の確保は重要な課題の一つであると考えております。平成１４年度に生産緑地地区の指定基準の見直しを行いまして、営農者の意向を尊重した上で、適正に管理されている農地等を追加指定することとしました。今年度はその第４回目ということで、２件、３９０㎡の追加でございます。

また、削除に関しましては、平成１７年度中に生産緑地の買取り申出に伴い、行為制限が解除された農地２２地区、約２万８，３９０㎡につきまして、削除の都市計画変更を行うものでございます。

以上の変更案によって、市内の生産緑地地区は４１２地区、約２０９．３haから、４０７地区、約２０６．４８haになるということでございます。

なお、本案につきましては都市計画法の規定によりまして、平成１８年８月３０日付で東京都知事の同意を得た後、９月６日から２１日までの２週間、公

告、縦覧を行いましたが、市への意見書の提出はございませんでした。

詳しくは、担当課長より補足して説明させます。

何とぞ、本計画の変更につきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会　　長　ありがとうございました。

それでは、補足説明としまして、清水課長、よろしくお願いいたします。

事　務　局　それでは、補足説明の前に再度、生産緑地について説明させていただきます。

生産緑地は、都市計画法及び生産緑地法に基づき、主に三大都市圏において指定されております。生産緑地法は、都市の緑とオープンスペースの確保による公害・災害等の防止と生活環境の悪化防止、公共施設等の予定地の確保を図るため、昭和４９年に制定されました。生産緑地の指定と指定地区内の行為制限が主な内容です。

生産緑地地区は、市街化区域内の一団の農地等であることなどの要件を備えた農地等について市町村が都市計画で定めます。

生産緑地に指定されますと、建築行為や宅地開発は制限されます。

平成４年、農地の宅地並み課税と生産緑地法の改正で、原則として３０年間営農を行うこととなり、農業を継続する意思のある方は、生産緑地の指定を受けた方が多くございます。

市内のほとんどの生産緑地地区が改正後の新法に基づく平成４年の指定でございます。旧法による地区は、小平市には９地区だけとなってございます。

参考資料があるかと思います。その１番のところに、新法では、生産緑地の所有者は、都市計画の告示の日から３０年を経過したとき、または、主たる従事者が死亡し、または、従事不可能な故障を有するに至ったときに、市町村に対し、時価による買い取りの申し出ができることとなっております。

参考資料の４番で、市は買取、または、ほかの農業従事者へのあっせんに努めるものとなっており、申出があった日から起算して３か月以内に所有権の移転がなされない場合には、行為制限が解除されます。市は財政上の理由などから買い取ることができないことが多い状況で、制限されていた行為が解除され、住宅や集合住宅などが建築されております。都市計画の変更は便宜上１年に１回行なっておりますので、行為制限が解除されてから時間が経っている地区がございます。今回お諮りする地区も、平成１７年１月から平成１７年１２月までに買取り申出の届け出がなされた地区でございます。多くは既に宅地開発が行われておりますのは、手続上の理由のためでございます。

また、買取り申出での生産緑地地区指定解除のほか、市や都の道路になるなど公共施設になる場合には、生産緑地の解除ができることとされております。

追加指定については、先ほど提案説明がありましたけれども、平成１４年度

より追加指定を行なっております。既に営農されていることなどが条件となりますので、１年に１度、併せて追加指定を行なっております。

それでは、１８諮問第１号「小平都市計画　生産緑地地区の変更（小平市決定）」について補足説明させていただきます。

なお、配付いたしました資料につきましては、Ａ４判、ホチキスどめ「都市計画変更の計画書」、「新旧対照表」がございます。その他にＡ３判２５００分の１の地図で「小平都市計画　生産緑地地区　計画図」が１３枚あります。Ａ１判の１万分の１の地図で「小平都市計画　生産緑地地区　総括図」及び、追加指定箇所を写しました写真を印刷したものが１枚ございます。

本諮問につきまして、先ほど提案説明がございましたとおり、平成４年の生産緑地法改正時における指定以後、都市計画上、必要が生じた場合に削除または追加という変更が必要となってまいりましたもので、今回お諮りいたします内容で、変更部分についての審議をお願いするものでございます。

時間の関係もございますけれども、追加する箇所を中心に説明させていただきます。

それでは、Ａ３判の２５００分の１の地図から説明させていただきます。図の見方でございますけれども、地図の中央に太い字で３６番、１１０番などがあります。これが小平市の中で地区ごとにつけた地区番号でございます。隣接する農地の場合は一団とみなしますので、複数の所有者の農地が隣接している場合には同じ番号としてございます。縦じまの線が入っている箇所が生産緑地でございます。黒で塗りつぶしてありますのが、今回削除する箇所、また、横じまにピンクで塗ってございますのが、今回追加する箇所でございます。

この地図は、毎回地図が古過ぎるというご指摘を受けておりますが、都市計画決定図書の種類として、この平成５年の元図を使用しているものですから、現状と異なっている箇所がございますが、できるだけ地区の位置、状況を説明していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず１ページ、右肩のところに図面番号小平市「１３分の１」というように書かれてございます。これが図面の番号となってございます。

削除に関しましては、図の黒塗りの部分ですが、地区の全部を削除するものが５地区、一部を削除するものが１７地区、面積で約２．８４haでございます。削除の２２地区は、買取り申出があったものが１７地区、市道になるなど公共施設になったものが５地区でございました。買取り申出のうち農業の主たる従事者の死亡によるものが１１件、故障によるものが４件でございました。

また追加指定に関しましては、先ほど説明がありましたけれども、平成１４年度に生産緑地の指定基準を改正し、追加指定を行なってまいりました。今回、４回目の追加指定でございまして、市報や東京むさし農業協同組合さんを通じ

て営農者の方へ呼びかけを行い、相談のあった箇所で指定要件に照らし合わせて、追加指定を行うものでございます。

それでは１枚目、「１３分の１」、追加指定と削除の両方がございます。まず追加指定、図面右側、ピンクで塗ってございます、番号４２０番、面積が２３０㎡でございます。写真がございますが、写真中段の４２０番、これは既存の生産緑地と連坦するということで、新たな追加指定でございます。

それから、削除でございますが、図面左下、黒塗り部分、１１０番、５２０㎡、図面左下、３６番、１，９５０㎡でございます。いずれも相続に伴う買取り申出でございます。現在、３６番には建物が建築されておりますが、１１０番は更地の状態でございます。

次に、「１３分の２」、図面左上、３３７番、面積が１，６２０㎡の削除でございます。こちらも相続に伴う買取り申出でございます。現在は宅地開発され、建物が建築中でございます。

それから、図面左下、３４１番、面積が１，５４０㎡の削除でございます。こちらも相続に伴う買取り申出でございました。現在も農地として使用されてございます。

次に、「１３分の３」、図面中央、３４４番、黒塗り部分、面積が９００㎡の削除でございます。相続に伴う買取り申出でございます。現在は既に建物が建築されてございます。

次に、「１３分の４」、都市計画道路小平３・４・７号線、新小金井街道が平成１８年３月２６日に開通しました。公共施設である都道の設置に伴い、３１６番、３１７番、３１８番あわせて、９，４４０㎡の削除でございます。

次に、「１３分の５」、図面中央でございます。小さいのですが、３９４番、地区右上、これは隅切りを設置したということでの変更で、公共施設の設置に伴う解除でございます。

次に、「１３分の６」、まず図面左側５２番、面積が６４０㎡の解除でございます。相続による買取り申出があったものでございます。

それから、図面中央、５６番、面積が４２０㎡の削除でございます。故障による買取り申出があったものでございます。

それから、図面右側、４５１番、面積が１４０㎡の削除でございます。こちらは相続による買取り申出があったものでございます。

次に、「１３分の７」、図面中央、７６番、７７番に２か所ございます。まず７６番、面積が９９０㎡の削除でございます。それから、７７番、小さいのですが６０㎡の削除でございます。いずれも相続による買取り申出があったものでございます。

次に、「１３分の８」をお願いいたします。これは追加指定、真ん中のピン

クに塗られている部分でございます。番号が８９番、面積が１６０㎡でございます。こちらも既存農地との連担でございまして、１６０㎡を新たに追加したものでございます。写真の上の方で、柿の木が植えられております。

次に、「１３分の９」をお願いいたします。図面中央に２か所ございます。まず上側、１５０番、面積が４００㎡の削除でございます。こちらは、相続による買取り申出があったところでございます。現在、建物の建築は終わってございます。

それから、図面中央やや下、１５３番、面積が８２０㎡の削除でございます。こちらも相続での買取り申出があったものでございます。現在は建物が建築されております。

次に、「１３分の１０」をお願いいたします。図面中央、２４５番、面積が８６０㎡です。地区全部の削除でございます。現在開発が行われております。故障による買取り申出があったものでございます。

次に、「１３分の１１」をお願いいたします。こちらは図面の中央、地区が二つございます。まず左側、２７５番、面積が５４０㎡でございます。それから、右側、２７６番、面積が１，２６０㎡の削除でございます。地区は二つでございますが、所有者は同じでございまして、相続による買取り申出があったところでございます。

次に、「１３分の１２」をお願いいたします。こちらは削除としては今回一番面積の多い地区でございます。まず右側、１７０番、面積４，１００㎡、左側が４５９番、面積が１，４２０㎡の削除でございます。右側の１７０番につきましては、現在開発が行われております。左側、４５９番についても一部で開発が行なわれておりますが、残された農地が５００㎡以下でございますので、面積要件欠如により解除するものでございます。

最後に、「１３分の１３」をお願いいたします。こちらは公共施設の設置、市道の設置に伴う解除でございます。

以上が本案の都市計画変更に係る部分でございます。したがいまして、平成１７年１１月に告示いたしました　約２０９万３，０３０㎡に対しまして、削除と追加を合わせまして、２０６万４，８４０㎡、約２０６．４８haになるということでございます。

地区数は、平成１７年１１月に告示しました４１２地区に対しまして、変更後の地区数は４０７地区になります。

以上が、１８諮問第１号小平市決定に係る「小平都市計画　生産緑地地区の変更（小平市決定）」に係る補足説明でございます。なお、本案につきましては、都市計画法の規定により、８月３０日付で東京都知事の同意をいただき、９月６日から２１日まで２週間縦覧を行いましたが、特に意見はございません

でした。

最後になりましたが、今年度の生産緑地地区の追加指定に関しまして、先の１０月２０日号の市報に掲載するとともに、東京むさし農業共同組合さんにもご協力をいただきまして、農地の所有者の皆様に呼びかけを行なっていただきました。現在、事前相談を受け付けているところでございます。なお、この件につきましては、来年度の追加指定を予定しております。

以上でございます。

会　　長　はい、以上で提案説明を終了いたします。

それでは、これから質疑に入りますので、ご質疑のある方お願いいたします。

委　　員　計画図の「１３分の５」なんですけれども、隅切りがありますよね。隅切りっていうのはゼロになっているのですが、少しはあると思うのですけれども、何でゼロなんでしょうか。

事　務　局　面積が小さかったものですから、便宜上、ゼロということで取り扱いさせていただきました。

委　　員　例えば、何十㎡以下はゼロとか、そういう基準は。微々たるものだから、もうゼロにしようという、その程度の判断ですか。

事　務　局　１０㎡単位で精査をするということです。それ以下で、２㎡ですと、載ってこないということになるのですけれども、手続は行うと。地区の区域が確定しますので、手続は行うというふうになっております。

会　　長　１０㎡以下の場合だったら、こちらの方は、数字的に。

事　務　局　数字的には変わらないのですが、区域は変わりますので、区域の変更をするということでございます。

会　　長　ほかにございますか。

臨時委員　「１３分の１２」の地図ですけれども、４５９番。これは面積要件が云々と言われたのですけれども、２筆あるのですか。３筆でしょうか。所有者は違うのですけれども、その下の人が解除になったので、上の人も解除になると。

事　務　局　はい。図面上でいきますと、下側の大きな四角がございます。その上の左側の方の上に突き出ている部分があります。あと、右側の方にも突き出ている部分がありますが、この突き出ている二つにつきましては解除の申し出はなかったのですが、５００㎡以下になりますので、面積要件がなくなったということで削除ということになります。

臨時委員　こういうよその隣の人が何かやったときに、だめになることっていうのは、かなりあるのですか。

事　務　局　生産緑地の一部を解除していくということと、全体を解除していくという中とで変わってくるかとは思うのですが、そういうところはどこでもあり得ると判断しております。

会　　長　私もわからないのでお聞きしたいのですが、例えば、その隣接している他人の土地が解除になったというような場合には、これについては相手方に了解を求めるとか、そういうことはないですか、解除になることに対して。

事　務　局　そういう場合もあるかもしれませんが、手続上でいきますと、生産緑地の指定の要件としましては、５００㎡以上の一団の農地ということと、分断される場合につきましても、道路で分断されたとしても、６ｍ以下であれば一緒の一団と判断しますということになっております。

ですから、解除する場合、相続等の発生等が多く、あとは、身体が動かなくなるという故障ということになりますので、どうにもできないということから、相談をする以前の問題として、そうせざるを得ないという状況があるかと思います。

農地所有者の方は、やはり相手先の方にも相談をされるところもありますし、市の方がこうなりましたということで伝えることもあります。

会　　長　そうすると、その人は被害者みたいな感じがするんですよね。その辺のところの対応はどうなのでしょう。

事　務　局　こちらは、私の方が説明にあがりました。これは平成４年の指定時の話に戻るところもありまして、両者ともご了承はいただいたという形でございます。ですので、多分そのとき聞いたのは、まさか全部、生産緑地がなくならないだろうと思っていたというのがあります。ただし、昨今はやはりこういう形で全部の面積がなくなるということになりますということで、それはしようがないですねということはありました。これは制度上なかなか苦しいところだと思っています。

会　　長　先ほどから委員さんが質問したのは、やはりそういう被害者というか、それを何とか軽減する措置はないのかという含みがあるのではないかと思ったんですが。

事　務　局　これもなかなか難しい問題ですけれども、削除する場合については、やはり周りの地権者の方の承諾が必要だということは、一つあるのかなとは思っております。そういう意味では、助け合いの中での解除になるのかと思っております。

５００㎡以上ということが法律で決まっておりますので、これを小平市だけがどうのこうのとするようなことはできないのかなと思っております。

会　　長　法に触れるとまずいですけど、何かあてがないのかなという、救済措置といいますか、何かあってもよさそうな気がするんですよね。検討課題にしていただきたいと思います。

事　務　局　はい。

委　　員　角のところは、全然つながってというか、接していないのでしょうか。前に

農業委員会で行ったときに、１ｍぐらいつながっているような、そういう感じだったような記憶があるのですけれども、そのあたりはどのぐらいの基準があるのでしょうか。

事　務　局　西南の角が少し１ｍか２ｍでつながっていました。この一団になっていた土地が、南側が相続で削除されまして、今の生産緑地のマニュアル、運用指針でいきますと、接していれば一団とみなしますということにはなっておりますが、完全にここは削除されまして、残された土地の右側が３００㎡ぐらい、もう一方が４００㎡ぐらいということで、両方とも面積要件が立たなくなったということです。右側と左側の間は普通の家が建っておりまして、そういう意味で、一団としてはなり得なかったというようなことでございます。

臨時委員　「１３分の１」のところですけれども、追加の４２０番のところが、２３０㎡ということで５００㎡以下ですよね。ただ、この４２０番の南の、もう既に生産緑地を受けているところと、６ｍ道路で接しているからということで、２３０㎡がオーケーになっていると考えればいいですか。

事　務　局　はい、委員のおっしゃるとおりです。

臨時委員　このピンクの人と、４２０㎡の南の人は同じ所有者ですか。

事　務　局　同じです。

臨時委員　同じ人ならいいですが。今度は「１３分の８」の８９番も生産緑地を既に受けている人が追加ということですが、この人とも同じですか。

事　務　局　これは同じ所有者です。

会　　長　ほかにございますか。

質疑もないようでございますので、議決を行いたいと思います。

１８諮問第１号小平市決定に係る「小平都市計画　生産緑地地区の変更」につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで生産緑地地区に係る審議が終わりましたので、臨時委員の滝島委員さん、ありがとうございました。退席いただきます。ご苦労さまでした。

神石委員が所用のため退席いたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

（報告事項）

会　　長　それでは、本日は報告事項が３件ございます。１件ずつ担当課より報告の後、ご質問の時間も設けてありますので、よろしくお願いいたします。

初めに、「都市計画マスタープランの改定」について報告をお願いいたします。

事　務　局　それでは、「小平市都市計画マスタープラン改定の素案」について報告させ

ていただきます。まず、資料を確認していただきたいと思います。資料１「素案の概要」をもとに説明をさせていただきたいと思います。

１枚目ですが、小平市都市計画マスタープランは、都市計画法１８条の２で規定する「市町村の都市計画に関する基本的方針」であり、地方自治法に基づき策定された総合的かつ計画的な市の運営を図るための基本構想と、東京都の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を基本として、市民の意向を反映して行うまちづくりの将来像と、その実現までのガイドプランとなるものでございます。

この図面の中で、都市計画マスタープランが真ん中にございます。その上に小平市の第三次長期総合計画、それから、東京都の整備、開発及び保全の方針を参考にマスタープランを作成いたします。

これに伴いまして、同じような枝葉といたしまして、小平市緑の基本計画などの都市整備、まちづくりに係る部門別計画がぶら下がっているという状況になります。それから、都市計画マスタープランから、小平市の定める都市計画として、地区計画などが発生するというような形になっております。

改定の背景といたしましては、現行の小平市都市計画マスタープランは、平成１１年１０月に策定され、目標年次が平成１７年であることや、市の基本構想である第三次長期総合計画が本年４月からスタートしていることなどから、都市計画マスタープランにおいて、行政計画としての調整・整合を図るために、昨年９月から改定に着手しました。

改定に当たりまして、有識者３名、市民公募員７名からなる『都市計画マスタープラン検討委員会』を設置し、現在まで５回の検討委員会を開催し検討してまいりました。また、市民の意見を直接お聞きするため、都市計画マスタープランの公募委員をコーディネーター役として、こまち懇談会の取りまとめを行なっていただき、七つの地域で３回開催し市民の意見をいただきました。さらに、こまちモニターアンケート調査を３回実施してまいりました。現在、マスタープラン改定の素案について市民の皆様の意見を広くいただくために、市民意見提案手続、いわゆるパブリックコメントの手続を、１０月３０日から１１月１９日まで実施しているところでございます。今後、素案をもとに市民の皆様からいただいた意見を考え合わせて、改定計画案を取りまとめてまいります。

資料の次のページをごらんください。２番として、現行の都市計画マスタープランの構成ということになっております。上の部分が構成で、下に矢印がついている部分が、新たに今回の改定でつけ加えるということになってございます。全体構想としては、現行は全体構想がございまして、めざすべき将来の都市像、それから、部門別整備方針、そして地域別構想となっておりました。今

回の改正で、市民や事業者との連携と協働により、住宅都市小平にふさわしい都市空間や環境の形成・創出の推進を図るため、新たに連携と協働のまちづくりを都市計画マスタープランの中に位置づけました。

都市計画マスタープランの具体化、実現化を図るための取り組み方針として四つございます。一つとして、連携と協働のまちづくり。これからのまちづくりを推進するに当たっては、まちづくりの情報の公開に努め、市民参画の誘発を図るとともに、市民が主体的に参加することにより、身近な生活環境などに係る市民、地域ニーズに対して、市と協働して課題の解決のための仕組みを構築いたします。

２番として、まちづくり活動事業の進め方として、（仮称）地区計画等提案型まちづくり条例ということで、市民参画によるまちづくりを進めるためには、まちづくりの活動の場、各地域におけるまちづくりの検討・推進の組織などの設置が求められています。また、市としてまちづくり活動を支援していくための取り組みや手続の具体化が必要とされます。そういうことから、まちづくり活動・事業の進め方として、地区計画等提案型まちづくり条例を考えていくということになります。

次に３番目で、地域のまちづくり推進のための庁内体制と支援体制として、まちづくりに関する情報提供や、市民と市との継続的な意見交換の機会の創出、アドバイザーの派遣制度の創設の検討を進めます。

４番として、広域連携のまちづくりの推進として、国と周辺自治体及び都市整備に係る事業者などとの連携を図ってまいります。というようなことが、新たにつけ加えられました。

最後のページをお開きください。連携と協働のまちづくりといたしまして、（仮称）地区計画等提案型まちづくり条例について説明させていただきます。

身近な生活環境の向上には、市民がまちづくりに関して広く多様な提案ができるようにする必要があります。特に、市民や地域の協力が得られる分野について、実現化を図るための一つの仕組みとして、（仮称）地区計画等提案型まちづくり条例による連携と協働のまちづくりの方策を、都市計画マスタープラン改定の素案に位置づけました。

また、都市計画法で定めている地区計画等の申し出、都市計画の提案制度及び建築協定などの制度を活用する手続も制定していきたいと考えております。

条例の概要といたしましては、ある一定の地域の住民が抱えている地域の課題を解決するため、地区計画等の申し出や地区まちづくりルールなどを策定するための手続を公にした条例を検討してまいります。

想定する条例の概要といたしましては、この図にあるとおりですが、まず、まちづくりの発案があり、まちづくり団体の結成や認定を誘発します。地域の

住民、事業者、土地または家屋の所有者などが、地域の住みよいまちづくりを推進することを目的として、まちづくり団体を結成してまいります。これに対して、地区住民の大部分の支持を得ているなどの条件を満たすと、市はこれを条例に基づく団体として市長が認定いたします。

次に、まちづくりへの提案と支援というところでございますが、まちづくり団体はまちのローカルプランを策定するということになります。市はまちづくりに関する情報の提供を行い、アドバイザーなどの派遣や活動に対する技術的支援及び財政的支援を行います。

次に、地区まちづくりルールの策定と認定というところですが、ローカルプランを策定するために必要なルールを策定いたします。地区まちづくりルールなどに基づき、良好な住環境の誘導、実現を図るということになります。最終的には、都市計画法による地区計画等を策定することも視野に入れていきたいということで考えております。

以上が、小平市都市計画マスタープラン改定の素案の報告にさせていただきます。

以上です。

会　　長　ありがとうございました。

質疑をお受けいたします。

委　　員　一定の要件を満たせば市が認定するという、この一定の要件とは、どのような形で皆さんに示されるのですか。

事 務 局　まず、都市計画の基本方針というマスタープランに沿っていくということで考えております。

それと、都市計画で定められております都市計画道路をつくっていくのに、それを反対とするような立場での人たちを、支援はできないかなと思いますし、やはり整備を前提と考えて、何かそれに新たなまちづくりの方策等を提案していただくということに対しては、認定できるかと思っております。

これは今後、条例を策定する中で、市民も交えた懇談会等で内容等は詰めていきますが、今全体としてはマスタープランに沿うような内容でなければ難しいのかなと思っております。

以上でございます。

委　　員　イメージがわかないんですけれども、こういう条例っていうのは、参考になる先進市というか自治体はあるんでしょうか、こういう条例を持っている。それが一つと、それから、先ほど一定の要件というような、都市マスに沿った形でということなんですけれども、規模とかはどうでしょうか。例えば、向こう３軒両隣でね、この地域というふうにしてもいいのか、それとも、いや、最低限、自治会単位だよとか、そういうくくりはあるんでしょうか。

事　務　局　最初の質問ですが、先進市といたしましては、国分寺市、小金井市ということで、各自治体でつくっております。すべてどこというわけには申し上げられませんが、つくっている団体は多くなっております。

それから、どのぐらいの広さでやるかということですが、概ね５，０００㎡ぐらいの大きさで考えております。

これからつくるものですので、つくっていきますという位置づけはするのですが、内容はこうですというまでには、いたっておりません。

会　　長　ほかにありませんか。

委　　員　１つでも反対すると、計画全体というのが潰れてしまうという性質のものでしたっけ。

事　務　局　地区計画には２つございまして、地区住民の全員が賛成してつくるというものと、それから、もう一つ、申し出ということがございまして、地区の一定の人数の方、例えば、３分の２以上の方が賛成すればできますというようなこともございます。それには地区要件といたしまして、３分の２以上の地権者の同意と面積の３分の２以上とか、そういうような仕切りがございます。これにつきましても、条例等で定めていきませんと何とも言えませんが、一応、３分の２程度のことを考えていきたいと思っております。

会　　長　ほかにございますか。

委　　員　国分寺市とか小金井市にこういう条例があるよということなのですが、実際、この条例を使ってローカルプランを立てて、地区計画なり建築協定なりが結ばれたという例は。これが機能しているのかどうかというのと、それから、その条例の名前は、後でインターネットで引こうと思いますが、地区計画提案型まちづくり条例という名前でしょうか。

事　務　局　実際につくって間もない市もございますので、一つの実例といたしましては、国分寺市のところで、国分寺高校の東側に通過交通が多い道路がございます。そこの住民の方たちが、その通過交通をどうしようかということで、組織を結成いたしまして、そこが国分寺市から認定をされて、社会実験的なものとして、ハンプとか、そういうものを設置していこいうというような動きがございます。それに対して国分寺市の方は、アドバイザーとして専門家の派遣等を行なっているという実例がございます。私が今知る限りでは、そこが一番近々の実例かなと思っております。

事　務　局　追加で補足をさせていただきます。

先進市と言いますと今、近隣の市を申し上げましたが、神戸市が早かったですね。神戸が昭和５０年代じゃないですかね、その次に鎌倉がすぐに続きまして、その後は有名なのが、神奈川県の真鶴町で、人口９，０００人の小さいまちですけれども、まちづくり条例が非常に有名ですね。そこでは、まちづくり

条例と、もう一つ、給水条例と合わせてつくりまして、バブルの時代にマンションの開発ラッシュが起こったんですが、それを食いとめたというのが、このまちづくり条例で有名な例でございます。

事　務　局　先ほどの名称でございますが、国分寺市は、国分寺市まちづくり条例ということになっております。小金井市も同じく、小金井市まちづくり条例という条例名でございます。

会　　長　条例化のときには、当然、議会で十分な審議をしていただくようになると思いますので、そのときに備えて頑張っていただきたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。他にありますか。

委　　員　２ページの下の枠ですけれども、４番目に広域連携によるまちづくりの推進とあるのですけれども、広域連携というのは、どのあたりまで含めてイメージできているのかお教え願いたい。例えば、多摩北部地域とかですね、もっと広範囲に、南部までとか。

事　務　局　市の全体の地区といたしましては、２，０４６haです。周りに立川市、それから東大和市、国分寺市、東村山市、東久留米市、西東京市がございます。それと広域連携といたしましては、やはり都施行の路線というのがございますので、東京都とも連携をしなくてはいけないのかなと思っております。

それから、今はっきりと申し上げられませんけれども、国との連携等も出てくるかなと思います。そういう意味では、小平のまちづくりをするには、かかわる隣同士も仲良くしていかなければいけないでしょうし、広域的な行政圏であります東京都とも連携しないといけないということで、こういうような書き込みをさせていただいております。

会　　長　私の方からも要望したいことがあるのですけれど。例えば、東久留米の位置ですか、細長く小平に入ってきている部分ありますよね。そのほかにも何箇所かあると思うのですけど。そういうところの地区計画ということになると、なかなか難しいと思うのですが。今、六都協議会ですか、そういう関係で、十分に練るということはできないのですか。

事　務　局　地区計画をまたいでかけるとなると、地域の連携というのが必要となってきますので、それは多摩六都という広域行政圏という部分で形成しておりますので、そこが一つの場になるのかなと思います。それを利用するというのは考えられるかと思います。

会　　長　その辺ちょっと調整しながら、ぜひまとめていただきたいと思います。

ほかにございますか。なければ、次に移りたいと思いますが。

次、その２といたしまして、「喜平町二丁目地区　地区計画」について報告をお願いいたします。

まちづくり課長補佐、お願いいたします。

事　務　局　　まちづくり課長補佐の河原と申します。よろしくお願いいたします。

では、喜平町二丁目の国家公務員宿舎跡地の地区計画につきましてご説明いたします。資料２をご覧ください。

位置といたしまして、国土交通大学校の東側、陸上自衛隊小平駐屯地の南側、関東管区警察学校西側の地域に国家公務員宿舎の跡地がございまして、こちらの地区計画についてご説明を申し上げます。

本地区につきましては、西武多摩湖線一橋学園駅から約８００ｍの位置にございまして、敷地面積約２．０haでございます。鉄筋コンクリート５階建ての建物が６棟あり、約２４０戸の団地がございました。

こちらの一団地の住宅施設の背景でございますが、喜平町二丁目の国家公務員宿舎は、住宅難の緩和を図るため、昭和３９年に「一団地の住宅施設」という２４０戸の住宅と、居住者の利便性の向上のための施設を都市計画として定め開発されました。当時としては、「一団地の住宅施設」の設定により容積率を３０％から５０％に緩和し、５階建ての中層建築物を建築いたしました。

その後、昭和４３年の都市計画法の改正や数回の用途地域の見直し等により、この地域は、第一種中高層住居専用地域の建ぺい率が６０％、容積率が２００％、建物の高さの最高限度が２５ｍに見直され、大幅に変化してございます。

現在、この地区は住宅施設の老朽化などにより公務員宿舎が平成１３年度に廃止され、国有財産処分の対象となってございます。これに伴い、土地信託の受託者、住友信託銀行でございますが、「一団地の住宅施設」の都市計画の廃止が求められてございます。

市といたしましては、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づいて、「一団地の住宅施設」の都市計画の決定を廃止いたしまして、周辺の市街地環境と調和した土地利用を誘導し、良好な市街地環境を形成するために、新たに「地区計画」を定めるものでございます。

地区計画の案でございます。表でも表現させていただいておりますが、建ぺい率の最高限度につきましては、２０％を５０％に緩和します。ただし、現在の周辺の建ぺい率は６０％ですので抑制してございます。

容積率の最高限度につきましては、５０％を１５０％に緩和いたしますが、現在の周辺の容積率は２００％ですので抑制してございます。

道路につきましては、国交大通りから本地区にアクセスする幅員６ｍ、延長１４０ｍの区画道路をコの字のかたちに配置いたします。

公園につきましては、国交大通りに面して立地している現状の公園を活かして、敷地面積の１０％に相当する、約２，０００㎡の公園を配置いたします。

緑地につきましては、隣地境界沿いの西側、北側、東側に敷地外周に沿って、

幅２m、延長５００m、敷地面積の約５％に相当する、面積１，０００㎡の緑地帯を配置いたします。

敷地面積の最低限度につきましては、３，０００㎡といたします。

壁面の位置の制限につきましては、隣地境界から４m、区画道路境界から５mといたします。

建築物の高さの最高限度につきましては、２０m、約６階弱となりますが、周辺の高さの最高限度が２５mですので抑制してございます。

今後の予定でございますが、来月１２月に、地区計画の名称、位置及び区域について公告いたしまして、２週間の縦覧を行います。また、地区周辺住民及び利害関係者を対象とした、地区計画に関する住民説明会を喜平地域センターで開催いたします。

また、来年２月ぐらいに、東京都と協議をいたしまして同意を得てから、市は都市計画に向けて地区計画の案を２週間縦覧する予定でございます。縦覧を経た後、今のところ予定ではございますが、３月ぐらいに本小平市都市計画審議会に地区計画の案を諮問する予定でございます。

以上でございます。

会　　長　ありがとうございました。一応、説明が終わりましたので、引き続いて質疑をお受けいたします。

委　　員　高さの制限が２０mとなっていて、これは妥当というか、いいだろうなとは思っているのですけれども、前に、都市計画決定で絶対高さ２５mというのがありましたよね。あれとのかかわりっていうのはどうなるのですか。地区計画は地区計画でまた別に独自にこの場で決められるのか、東京都の関与なしに決められるのかどうかをお伺いしたいと思います。

事　務　局　現在、この地区は一団地の住宅施設ということで、建ぺい率が２０％、容積率が５０％で、周りよりは低くなっております。ただ、高さ制限はございません。周辺は２５mということになっております。

現在の土地利用ですが、鉄筋コンクリート５階建てが６棟建っております。周りにはかなり緑が多く、周辺の土地利用も、国土交通大学校も余裕を持った土地利用をされています。それから、北側の自衛隊の方も緑が多い施設となっています。東側も緑が多くなっているということで、この中に高さもある程度制限をして、６階程度の、今現況階より１階高くなるのですが、６階に抑えていくということで、土地所有者の方もそれについては了解を得られたことから、この計画案を策定させていただきました。

良好な環境をつくるには、ある程度抑えていった方がいいのかなということと、これにつきましても、地区計画をかける部分に関しましては、東京都と調整をしながら、同意協議をいたしまして、同意を得られた段階で縦覧をかける

というようなことになりますので、そういう意味では、東京都とも同意をということで関与がございます。

委　　員　これはそうすると、市が決定でいいのですか。

事　務　局　地区計画につきましては、小平市の都市計画審議会の決定でできるということになっております。

委　　員　そもそもここは国が持っていた物ですよね。国が持っていたということは、私たちの税金で持っていたわけで、それを国が売るわけですよね、民間に。例えば、この全地域を何とか小平市に提供してもらえないかとか、そういう申し出はされたのでしょうか。

１０％だから、要綱よりは多いかなというふうには思うのですけれども、１０％の公園と、それから周りの緑地もあるわけで、かなりたくさんはいただけるのかなとは思うのですけれども、本来は、私は全部いただいてもいいものではないかと思うのですが、そういう考え方は、どうなんでしょうか。

事　務　局　平成１３年にこの住宅が閉鎖されまして、国の方といたしましては財産処分の対象ということになりまして、土地信託ということで信託銀行と契約をいたしました。その時点で、住宅というか、何かの方向へ転売しますというようなことで話がありました。一団地の住宅施設の変更をできないかということで申し出がございましたところから、市といたしましても、土地としては非常によろしいのですけれども、所有者の方が売るということに立っておりましたものですから、開発をする中で良好な住宅環境をつくっていくということを主眼に置いて調整をしてまいりました。

事　務　局　補足をさせていただきます。

小平市のこれまでの長期総合計画、一次、二次、三次とございますが、こういう中での何らかの位置づけであるとか、都市計画上、都市施設としての位置づけなどがございますれば、市としても積極的に取得について動いたかとは思いますけれども、その場合であっても無償でいただけるということにはなりません。ましてや、今、計画決定がございませんので、財政難の折もありまして、取得については申し出をしておりません。

委　　員　あと、住民説明会をされるということですけれども、これで見ますと何世帯ぐらいあるのでしょうか、近隣の住宅は。

事　務　局　特に、どこの地域というようなことの指定はしておりません。説明会を１２月１日に行うということで、市報にも１１月２０日号に掲載する予定でございます。そういう意味では、だれでも来ていただいて結構というような説明会を考えております。

委　　員　そうしますと、この図面で見ても、いわゆる隣接している一般世帯というのはゼロと。ゼロではない。

事　務　局　道路を隔てて南側には住宅地がございますので、そちらの方たちはどういう開発になるかというご心配があろうかと思います。市としても、ある程度周辺に配慮した地区計画を策定して、こういうふうにしていきたいということを皆様に説明してまいりたいと思っております。

委　　員　この地区は接道としては南側だけですよね。上に行く（北に抜ける）という話は全くないわけですね。

会　　長　そういう要望はあるんですよね、本当に。

委　　員　要望はいっぱいありますよね。ぜひ、そうしてほしいなと思うのですが、北側へは通り抜けられないということでしょうか。今現状では。

事　務　局　はい。これにつきましては、自衛隊の小平駐屯地に行きまして、道路はできないかというようなことで話をしたところですけれども、自分の敷地内を知らない方が通るということと、施設の特殊性ということがございまして、難しいということ、それから、なるべく中が見られないような状態をつくっていただきたいというようなことから、周りに緑地を配置したというところもございます。努力はしたのですが、報われなかったということになります。

会　　長　ほかにございますか。

委　　員　従前の都市計画の住宅施設の際には２４０戸という形でしたが、想定で大体どれぐらい今後の土地利用はいけるのかということと、あとは、道路はこの幅員６ｍの道というのは、従前は基準法においてなかったという形なのかというのが１点と、最後は、一団地の住宅施設、市の中にあと２か所あるようですが、こういう地区計画で変えていくというような流れで理解していっていいのかという、３点お願いします。

事　務　局　はい。一団地の住宅施設の都市計画では２４０戸ということで指定されております。現在、高さ２０ｍ、それから、建ぺい率５０％、容積率１５０％でいきますと、一番たくさん建てられて、７５㎡の住宅ができるとしますと、約２６０から２８０ぐらいの範囲になるのではないかと試算しております。

ですから、現況の部分としては、多くて４０戸ぐらい増えるのかなというような想定をしております。これは想定の範囲ということになります。

次に、道路のことですが、一団地の住宅施設として２．７haの一団地の指定をしております。今、現況２haという説明をしたのですが、その０．７haにつきましては、国交大通りが一団地の住宅施設として指定をされておりますので、その分が現在、小平市道になってございます。そこについてはなくなって２haということ。それから、中につきましては、特に位置指定道路にはなってございません。

それから、市内には一団地の住宅施設としてあと二つございます。一つは、九小の南側に防衛庁の住宅施設がございます。そこが指定されております。そ

れから、もう一つは、ダイエーの東側に小川団地というところがございます。ここについても一団地の住宅施設と指定されております。

今後、一団地の住宅施設を見直すということになりますと、地区計画をもって都市計画の変更をかけていくというような形になるかと思います。東京都でも、そういう方針が示されております。

会　　長　ほかにご質問ありますか。

ちょっと私の方から質問させてもらいたいのですが。現在、玉川上水沿いの道路は一方通行ですよね。隣接した図面の南側の方の、道路は交互通行になっています。そういう形で拡幅するような考えがあるのかどうか。

それから、もう一つは、これちょっと条件が違うのだけれども、警察学校のところの角、極めて見通しが悪い。動く人が、はらはらしながら運転する方が多いと思うのですけど。その辺についての、何か方式があるなら示していただければと思うのですが。

事　務　局　今、ご指摘のあった玉川上水の北側にある山家通りでしょうか。そこが一方通行になっておりまして、非常に景観がよく、いい道路になっております。現在、ここにある国交大通りにつきましては、幅員が９ｍということで、昔で言う五間の幅員になるのでしょうか。９ｍの中に６ｍの道路が入っておりまして、歩道が１．５ｍ、１．５ｍということで、歩道もかなり狭いということ。

それから、ちょうど警察学校のところのクランクとのところですが、北側に用水敷きがありまして、そこが歩道として利用されているということ。

それから、警察学校の改修工事がありまして、一部接道緑化ということで景観の点に配慮していただきまして、角のところは少し下がっていただいたのですが、まだ、道路線形的には余り好ましくないかもしれないのですが、現在、警察学校との協力の中で、ここまで改善されたというような状況でございます。

ですから、そこの部分は拡幅したのですが、ほかの部分につきましては、計画的には拡幅する方向ではございません。

一団地のところで公園ができますので、公園と歩道が接することになりますから、整備の中でそこの部分だけでも幅広く、楽しく歩けるような施設に改良を加えていければ、安全が図れるかなと思っております。

会　　長　ほかになければ次に移りますが、よろしいですか。

次に、「小川町一丁目地区　地区計画」について報告をお願いいたします。

河原課長補佐、お願いします。

事　務　局　それでは、小川町一丁目の地区計画についてご報告いたします。資料は３でございます。

地区でございますが、小平の西側、小平市小川町一丁目土地区画整理事業地区内でございます。こちらも小川町一丁目地区の地区計画の策定についてでご

ざいます。昨年の１１月と今年の４月に開催されました都市計画審議会でご報告いたしました、この事業につきまして、事業が進捗しており、土地区画整理事業により公共施設が整備された地域を中心に、住宅と農地の調和した緑豊かな市街地の形成を目的として、現在、地区計画の策定の準備を進めてございます。

まず、事業の概要についてご説明をいたします。事業の名称は、「小平市小川町一丁目土地区画整理事業」、施行面積は、１８ha、施行者は、「小平市小川町一丁目土地区画整理組合」、組合の設立年月日は、平成１７年1月２７日、施行期間は、平成１７年1月２７日から、平成２５年3月３１日までの８年間を予定してございます。

次に、今後の事業の流れでございますが、今年度の予定としては仮換地指定を行いまして、平成２３年度までに、道路の築造、公園の築造、宅地の整理、建物移転、換地設計、保留地処分を行い、換地処分後に登記と清算を経まして、平成２４年度に組合の解散を予定しております。

それでは、現在策定を進めております「小川町一丁目地区　地区計画」についてでございますが、本年度予定しております仮換地の指定後に、土地区画整理事業地につきましては、小平市の他の２地区、栄町と小川西町がございますが、これに準じまして地区計画を指定し、良好な街並みの形成をめざしてまいります。

現在の状況といたしましては、地区計画の内容につきまして東京都と調整をしており、また、市役所内部でも調整をしている最中でございます。内容につきましては、まだ、まことに申しわけございませんが、報告することができませんが、仮換地指定後に地区計画を指定し、用途変更を行なっていく方針でございますので、本日の審議会でご報告するものでございます。

以上でございます。

会　　長　ありがとうございました。

これについてご質問があれば承ります。

特にないようですね。

それでは、以上で本日の都市計画審議会は終了いたします。どうも長い時間ありがとうございました。ご苦労さまでした。

（閉会）